

訪問介護サービス利用 料金表 (1割)

令和4年10月1日

1.介護給付 身体介護 新篠津福祉園ホームヘルプサービス

20分未満	20分以上30分未満	30分以上60分未満	60分以上90分未満
184円	275円	436円	637円

生活援助

20分以上45分未満	45分以上70分未満		
201	248		

・身体介護に引き続き生活援助を行う場合

20分以上	45分以上	70分以上	
67円	134円	201円	

2.予防給付

週1回程度(要支援1.2)	1,176円
週2回程度(要支援1.2)	2,349円
それ以上(要支護2)	3,727円
介護職員処遇改善加算	総単位数の13.7%を加算
特定処遇改善加算 I	総単位数の6.3%を加算
介護職員等ベースアップ等支援加算	総単位数の2.4%を加算

通院等乗降介助	109円(片道)
特定事業所加算 II	所定単位数の10%を加算
初回加算	200円/月
緊急時訪問介護加算	100円/回
生活機能向上連帯加算	100円/月
介護職員処遇改善加算	総単位数の13.7%を加算
特定処遇改善加算 I	総単位数の6.3%を加算
介護職員等ベースアップ等支援加算	総単位数の2.4%を加算

加算名	内 容
特定事業所加算 II	ヘルパーの人材確保(介護福祉士の割合が所定数を満たしている)を行っている事業所に対する加算です
初回加算	新規の利用者様にサービス提供責任者が初回訪問介護を実施した場合の加算です
緊急時訪問介護加算	利用者様やご家族様から要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャと連携を図りケアマネージャが必要なサービスと認めた時に訪問介護を行った場合の加算です
生活機能向上連帯加算	サービス提供責任者と訪問リハビリテーションの理学療法士と共同してアセスメントを行い、連携して訪問介護計画を作成し計画に基づいてサービスを行なった場合の加算です
介護職員処遇改善加算	介護職員の処遇改善が後退しないよう、更なる資質向上の取り組み、雇用環境の改善、労働環境の改善の取り組みを進める事業所を対象とした加算です
特定処遇改善加算 I	経験、技術のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進めるための加算です
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員の雇用改善のための加算です